

環境影響評価法の一部を改正する法律の概要及び 大阪府環境影響評価条例の改正について

第1回環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会（環境省）資料より作成

1. 改正の趣旨

環境影響評価法（平成9年制定）（以下「法」という。）の完全施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進等の社会情勢の変化に対応するため、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成23年4月に成立・公布されたものである。

2. 改正法の概要（主要事項）

（1）計画段階配慮書の手続の新設

【平成25年4月1日施行】

事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階配慮書を作成することを義務化する。

（2）方法書における説明会の開催の義務化

【平成24年4月1日施行】

法施行後に作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施を義務化する。

また、方法書を要約した書類の作成を義務付ける。

■大阪府環境影響評価条例（以下、「条例」という。）における対応

法の規定により作成された方法書について、条例により知事が縦覧する制度となっていることから、要約書についても縦覧に供することとした。

また、条例の対象事業においても、同様の制度とした。

（3）政令で定める市から事業者への直接の意見提出

【平成24年4月1日施行】

現行制度においては都道府県知事が関係市町村長の意見を集約したうえで事業者に対して意見を述べる仕組みとなっている。地方分権の進展等を踏まえ、事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市の長から直接事業者に対して意見を述べるものとする。

（その場合、知事意見は「述べることができる」ことになる。）

■条例における対応

政令で定める市の長が直接事業者に対して意見を述べる場合であって知事が意見を述べる場合、知事の意見形成にあたって政令で定める市の長の意見は反映されないこととなった。（大阪府域の政令で定める市は、大阪市、堺市、吹田市）

（4）環境保全措置等の公表等の手続の具体化

【平成25年4月1日施行】

事業着手後の環境保全措置等の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであることから、評価書の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況についての公表等を義務化する。